



県 章

滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)
3 月 24 日
号 外 (4)
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告	1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 199 条 第 2 項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条 第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 24 日

滋賀県監査委員	青	木	愛	子
"	中	沢	啓	子
"	柊		勝	次
"	宮	村	統	雄

監査の結果に関する報告

第 1 監査のテーマ

公の施設の指定管理について

第 2 監査の趣旨・目的

県が所有する「公の施設」は、以前は公共性のある団体 (公共団体、公共的団体および出資法人) に限定し、管理を委託していたが、平成 15 年の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に指定管理者制度が導入された。

本県では、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、公の施設における行政サービスの向上を図るため、平成 16 年 10 月に「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」を策定し、導入に向けた検討が進められ、平成 17 年 6 月の県議会において必要な条例の整備を行い、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者による管理運営が行われている。

そこで、制度導入から 1 年が経過したが、申請者の創意工夫を活かした提案によって制度の目的である住民サービスの向上や行政コストの削減などの点においてどのような効果があったかを検証し、今後の指定管理者制度の効果的な運用に資することを目的とする。

第 3 監査の対象等

1 監査の対象施設

平成19年度実施の財政的援助団体等の監査対象28団体のうち14団体が指定管理者として管理している23施設を対象とした。

2 監査の対象機関

監査対象の23施設を所管する所属11課を対象機関とした。

3 監査調書の作成

複数の施設を1つの指定管理者が管理している場合もあることから、監査調書は基本協定単位での作成とした。

◎行政重点監査対象一覧

部局課名	指定管理者名	指定管理施設名
県民文化生活部 県民活動課	株式会社コングレ	滋賀県立県民交流センター
県民文化生活部 県民文化課	財団法人滋賀県文化振興事業団	しが県民芸術創造館 滋賀県立文化産業交流会館
	財団法人びわ湖ホール	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
琵琶湖環境部 下水道課	財団法人滋賀県下水道公社	琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 琵琶湖流域下水道湖西処理区 琵琶湖流域下水道東北部処理区 琵琶湖流域下水道高島処理区
	アクア エコ リサーチ アソシエーション	滋賀県立水環境科学館
琵琶湖環境部 森林政策課	近江鉄道ゆうグループ	滋賀県立近江富士花緑公園
健康福祉部 元気長寿福祉課	社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘 滋賀県立老人ホーム安土荘 滋賀県立老人ホーム長浜荘 滋賀県立老人ホームさつき荘 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘
健康福祉部 障害者自立支援課	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	滋賀県立聴覚障害者センター
健康福祉部 子ども・青少年局	社会福祉法人友愛	滋賀県立びわ湖こどもの国
商工観光労働部 新産業振興課	財団法人滋賀県産業支援プラザ	滋賀県立テクノファクトリー
農政水産部 農業経営課	有限会社小杉農園	滋賀県立近江米普及啓発施設
土木交通部 河港課	琵琶湖汽船株式会社	大津港公共港湾施設(マリーナ施設除く)
教育委員会事務局 スポーツ健康課	財団法人滋賀県体育協会	滋賀県立体育館 滋賀県立武道館
	S Lグループ	滋賀県立アイスアリーナ

11課

14指定管理者

23施設

第 4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に着目し、実施した。

- (1) 指定管理者の選任手続は妥当か。
- (2) 協定書の内容は妥当か。(名義人、期間、管理料の精算等)
- (3) 経理関係の事務処理は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 内部統制が図られているか。
- (6) 施設の運営は効率的に行われているか。
- (7) 施設の運営は効果的に行われているか。

第 5 監査執行年月日

平成20年1月16日、22日、29日、31日

(※指定管理者については財政的援助団体等の監査を参考とした。)

第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された行政重点監査調書等により、事務局職員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ委員監査を実施した。

第 7 監査の結果および意見

1 総括

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設のことをいい、本県の「公の施設」としては、文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設など平成19年4月現在で83施設(直営含む)ある。

以前は「公の施設」の多くは管理委託制度により管理が行われていた。管理委託制度とは地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務事業を管理受託者が執行する制度で、管理を受託することができるものは、公共団体(市町村、土地改良区等)、公共的団体(農協、生協、自治会等)、地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの(2分の1以上の出資等)に限定されている。

しかし、近年では、公的主体以外にも十分なサービス提供能力が認められる主体が増加したことや、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間企業の有するノウハウを活用することが有効であると考えられることから、平成15年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかえて「指定管理者制度」が導入されることになった。

指定管理者制度は、公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、施設の管理を代行する

制度で、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。

指定管理者の範囲については特段の制約を設けられておらず、議会の議決を経て指定することになる。指定管理者には企業やNPO等もなることができ、使用の許可も行うことができるものとされている。

本県では、平成15年度の地方自治法の一部改正を受け、平成16年10月に「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」を策定し、平成17年6月県議会で条例の整備を行い、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

本調査は、本県が指定管理を行っている「公の施設」63施設（平成18年4月現在）のうち、平成19年度実施の財政的援助団体等の調査対象の中から23施設を抽出して行政重点監査を実施した。

監査を行った結果、例えば、近江富士花緑公園では宿泊施設の利用料に平日割引制度を導入して稼働率を高めた事例や県立アイスアリーナでは利用料金の値下げと通年利用により利用者数を増やして、結果として利用料金収入を増やした事例、また、びわ湖こどもの国や近江米普及啓発施設、水環境科学館など営業時間の延長や開館日の拡大によりサービス向上につながった事例があった。さらに、ほとんどの施設で維持管理経費や物品購入、修繕経費など管理コストの削減につながっていた。

特に指定管理者に民間企業が参入している施設においては、これまでになかった新たな発想によるサービスの向上や民間企業ならではの徹底した経費の削減により大きな効果が出ており、指定管理者制度の導入の一定の効果があったと認められるが、いくつかの課題、問題点等も見受けられたので、特に次のことについて検討を求めるものである。

①指定管理者制度導入に伴う事業成果の評価について

施設の事業成果の評価は事業報告書等を基に各所管課が個別に行っている。その内容としては利用者数、利用料金および業務の実施状況等、単に数値で表すことができるものが主な内容となっている。

しかし、それぞれの公の施設は、単に集客数や利用料金の増加だけを目的として設置されているものではなく、それぞれ公益に資する目的を持って設置されていることから、現状の報告では、県民にとってその施設が設置目的に沿って効果的に運営されているかどうかの把握が困難な状況が見られる。

また、事業評価は各所管課毎に独自で行っているため、統一的な指標に基づいて評価が行われているものではない。

従って、指定管理者制度を導入したそれぞれの施設で、設置目的に沿った効果的な運営がされているかどうかを県全体として分析評価を行い、県民への説明責任を果たすとともに、今後の指定管理者の選定に活かすことが望まれる。

②指定管理者の裁量権拡大のための弾力的な運用等について

貸会議室や貸館事業において、条例等の制約により施設の設置目的以外の利用が出来ないため、施設が効率的に利用されていない事例や県内利用者と県外利用者の利用料金が同一の施設と異なる施設が見受けられた。

例えば、県民交流センターでの会議室の利用は、設置目的である「社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するため」以外の一般的